

牛久市営駐車場及び牛久市営自転車 駐車場指定管理者募集要項

令和元年9月
牛久市都市計画課

目次

1.	施設の概要	1
2.	指定管理者の指定期間	2
3.	指定管理者が行う業務	2
4.	関係法令等の遵守	2
5.	管理の基準	3
6.	指定管理者が行う業務の範囲	4
7.	指定管理者の管理運営に要する経費等	6
8.	雇用等への配慮	6
9.	申請者の資格	6
10.	申請書類	7
11.	応募の手続きとスケジュール	8
12.	指定管理者の選定	9
13.	指定管理者の指定後の手続	10
14.	指定管理者の取消等の措置について	11
15.	留意事項	12
16.	お問い合わせ先	12
様式		
	【駐車場】様式第1号（第4条関係）指定管理者指定申請書	13
	【自転車駐車場】様式第1号（第3条関係）指定管理者指定申請書	14
様式A	指定管理者指定申請に係る質問書	15
様式B	指定管理者説明会参加申込書	16

牛久市営駐車場及び牛久市営自転車駐車場指定管理者募集要項

牛久市営駐車場（以下「駐車場」という）及び牛久市営自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例（平成26年条例第19号。以下「駐車場条例」という。第3条の規定並びに牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成26年条例第18号。以下「自転車駐車場条例」という。）第3条の規定により、以下の通り指定管理者を募集します。

1. 施設の概要

名称及び所在地

駐車場

名称	所在地
ひたち野うしく 駅東口広場駐車場	牛久市ひたち野東1丁目9番地2
ひたち野うしく 駅西口広場駐車場	牛久市ひたち野西3丁目9番地1
東みどり野東第1駐車場	牛久市南3丁目28番地29
東みどり野東第2駐車場	牛久市南3丁目27番地4
東みどり野南駐車場	牛久市南7丁目43番地13
東みどり野西駐車場	牛久市南7丁目9番地53
ひたち野うしく 駅東駐車場	牛久市ひたち野東1丁目34番地
田宮第1駐車場	牛久市中央1丁目24番地
田宮第2駐車場	牛久市田宮2丁目49番地1
牛久駅かっぱ口第1駐車場	牛久市田宮3丁目15番地6
牛久駅かっぱ口第2駐車場	牛久市田宮3丁目12番地2
柏田第1駐車場	牛久市栄町2丁目144番地
柏田第2駐車場	牛久市柏田町無番地
刈谷駐車場	牛久市牛久町2970番地2

自転車駐車場

牛久駅東口自転車駐車場	牛久市中央5丁目27番地10
ひたち野うしく 駅東口自転車駐車場	牛久市ひたち野東1丁目9番地2
ひたち野うしく 駅西口自転車駐車場	牛久市ひたち野西3丁目9番地1

※施設の詳細については、『牛久市営駐車場及び牛久市営自転車駐車場指定管理者の業務の内容及び実施基準』でご確認ください。

2. 指定管理者の指定期間

指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を予定しています。なお、この期間は、議会議決後、正式な指定期間となります。

ただし、市が駐車場及び自転車駐車場の管理の適正に期するために行った指示に、指定管理者が従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

3. 指定管理者が行う業務

指定管理者は、別紙『牛久市営駐車場及び牛久市営自転車駐車場指定管理者の業務の内容及び実施基準』に掲載した管理運営に関する基本的な考え方を踏まえて、以下の業務を行います。詳細については別紙『牛久市営駐車場及び牛久市営自転車駐車場指定管理者の業務の内容及び実施基準』を参照してください。

- (1) 駐車場及び自転車駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 駐車場及び自転車駐車場の利用の許可・更新・取消に関する業務
- (3) 駐車場及び自転車駐車場の利用料金の徴収、免除及び還付に関する業務
- (4) 自主事業の実施
- (5) 報告書等の作成及び提出に関する業務
- (6) 放置自転車の保管及び返還に関する業務
- (7) 以上に掲げるもののほか、駐車場及び自転車駐車場条例の目的を達成するため必要な業務

※自主事業に関する留意事項

- ・「自主事業」とは、施設の設置目的の達成及びまちの賑わいづくりに資するため、管理業務の遂行を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用負担により企画実施する事業を言います。
- ・指定管理者が自主事業を実施するときは、市に対して事業計画書の中で提案し、事前に市の承諾を受けることとします。
- ・事業計画書において提案された自主事業の可否について、市と協定を締結する際に改めて協議することとします。なお、提案された自主事業が認められない場合、申請自体を辞退する恐れがある場合は、必ずその旨を事業計画書に明示してください。

4. 関係法令等の遵守

- (1) 地方自治法、同施行令ほか行政関係法規
- (2) 労働基準法、同施行令ほか労働関係法規
- (3) 消防法
- (4) 牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例及び同施行規則
- (5) 牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例及び同施行規則

- (6) 牛久市個人情報保護条例
- (7) 牛久市情報公開条例
- (8) その他管理運営に適用される法令

※指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とします。なお、改正に伴い、著しく費用が増減する場合や市が業務内容を変更した場合にあっては、協議により定めます。

5. 管理の基準

管理運営を行うに当たっての基本的な事項は以下の通りです。

- (1) 平等かつ適切なサービスの提供

利用者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行う必要があります。

- (2) 供用日等

駐車場及び自転車駐車場は24時間、365日利用可能です。施設の供用については、駐車場条例及び自転車駐車場条例の規定に基づくものとしますが、利用申請受付や問合せ等の業務については、時間の延長に努めるものとします。

- (3) 利用料金の設定

利用料金は、駐車場条例及び自転車駐車場条例に定める限度額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て決定することとし、料金の算定方法や納付方法の詳細については、別途定める必要があります。

- (4) 利用料金の免除

駐車場条例並びに自転車駐車場条例及び同施行規則で規定する免除の対象者による利用については、利用料金の免除を行うものとします。

- (5) 利用料金の還付

駐車場条例及び同施行規則並びに自転車駐車場条例及び同施行規則で規定する還付の対象者に利用料金の還付を行うものとします。

- (6) 適切な施設の維持管理

駐車場及び自転車駐車場施設等の維持管理を適切に行う必要があります。

- (7) 適切な個人情報の取扱い

指定管理業務を通じて取得した個人情報について、その取扱いに十分留意し、保護を図るために、別途締結する協定において必要な措置を講ずるものとします。

- (8) 情報公開

指定管理業務を通じて取り扱う文書（電子データ、写真等を含む）の情報公開について、別途締結する協定において必要な措置を講ずるものとします。

- (9) 年度別事業計画書及び収支予算書の提出

毎年度、市が指定する期日までに、翌年度の事業計画書及び収支予算書について、市と調整の上作成し、提出してください。

- (10) 事業報告書の提出

毎月10日までに前月の事業実施状況を報告してください。また毎年度終了後、

30日以内に指定管理者業務全般に係る実績報告書を提出してください。

(11) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については市と協議の上委託することができます。

(12) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。指定管理者の管理の期間が終了した後も同様とします。

(13) 環境への配慮

指定管理業務を進めるに当り、省資源・省エネルギー・資源のリサイクル・グリーン購入等について積極的に取り組んで頂きます。また、廃棄物の適正な管理に努めて頂きます。

(14) その他

管理の基準に関する細目は、別途、市と指定管理者の間で締結する協定で定めることとします。

6. 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 業務の範囲

業務の範囲についての詳細は、別紙『牛久市営駐車場及び牛久市営自転車駐輪場指定管理者の業務の内容及び実施基準』を参照してください。

(2) 牛久市と指定管理者との責任分担

牛久市と指定管理者との責任分担については、次の通りとします。

ただし、表中に定める事項に疑義のある場合、また定めがない事項については、指定管理者と牛久市で協議して定めます。備品・施設の修繕については、指定管理者と市とで協議をして行ないます。

項目	内容	指定管理者	牛久市
備品	修繕	50万円未満	50万円以上
	維持管理	○	
	更新		○
	新規購入	○	
施設	修繕	50万円未満	50万円以上
	維持管理	○	

	新規		○
施設の運営管理	施設の利用状況（案内、警備、苦情対応、安全衛生管理、利用促進、個人情報保護、管理等）	○	
施設の維持管理	施設の維持管理（施設保守管理、清掃、光熱水費の支出、備品・消耗品の管理等）	○	
施設の利用許可	受付、許可、利用料金の設定・徴収・減免・還付業務等	○	
自主事業の実施	企画、運営、利用料等の徴収	○	
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増	○	
金利変動	金利変動に伴う経費の増	○	
周辺地域・住民への対応	地域との協調	○	
	施設の維持管理、運営業務内容に対する住民からの反対、訴訟、要望への対応	○	
	上記以外		○
災害時の対応	待機連絡体制確保、被害調査、報告、応急措置	○	○ (指示等)
災害復旧	修繕・改築等の実施		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更		○
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更	○	
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更		○
	一般的な制度変更	○	
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合	○	
	上記以外の理由により損害を与えた場合		○
火災保険の加入	市有施設の火災保険の加入		○
施設利用者に係る保険の加入	損害保険等の加入	○	
安全管理	施設の安全管理	○	
土地賃貸	土地の賃貸契約	○	

包括的責任	包括的な管理責任		○
セキュリティー	整備不備による情報漏洩、犯罪発生等	○	

※指定管理者の責めに帰さない事故、自然災害などによる施設の損傷は除く

7. 指定管理者の管理運営に要する経費等

指定管理業務にかかる経費は、駐車場・自転車駐車場の利用料収入及び自主事業の実施により得られた収入等によって賄うこととします。

※過去4ヵ年における指定管理者の業務に係る経費は、『牛久市営駐車場及び牛久市営自転車駐輪場指定管理者の業務の内容及び実施基準の別紙2市営駐車場及び自転車駐車場収支状況（H27～H30年度）』を参照してください。

(1) 利用料金

牛久市営駐車場及び自転車駐車場については、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金を次のとおり採用します。

指定管理者は、利用料金の額を、牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例及び牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例で定められた利用料を上限とする範囲内で市長の承認を受けて指定管理者が設定することができます。

なお、消費税及び地方消費税は、利用料金の内税として扱うこととなります。

(2) 還付又は免除

還付及び免除については、牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例及び同施行規則若しくは牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例及び同施行規則等で規定する対象者による利用については、公益上その他特別の理由があるものとして、利用料金の還付及び免除してください。それに伴う収入の減収分については、補てんはいたしません。

(3) 市への納付金

申請者は、利用料金収入及び自主事業の実施により得られた収入の中から市への納付金を納めていただきます。納付金の金額等は9月25日（水）に開催される説明会にてお知らせいたします。

8. 雇用等への配慮

雇用に際しては、当該施設に現在勤務されている方で、継続して勤務を希望する方を可能な限り雇用するよう努めてください。また、その他の雇用に際しても、牛久市民を可能な限り雇用するよう努めるとともに、物品及び役務の調達に当たっても、可能な限り地元業者に発注するように努めてください。

9. 申請者の資格

(1) 申請者の資格は、法人その他団体であり、牛久市内に本社または本社機能（法人以外の団体の場合）を有するものであって、次のいずれにも該当しないもの

とします。(関連会社等を含む。)なお、個人での申請はできません。

- ①法律行為を行う能力を有しない者
- ②破産者で復権を得ないもの
- ③地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4第2項(同行を準用する場合をも含む)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ④地方自治法(昭和22年法律67号。以下「自治法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- ⑤国税及び地方税を滞納しているもの若しくは過去に滞納したことがあるもの
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行うもの。又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑦「1.施設の概要」に示した駐車場及び自転車駐車を一括管理することができないもの

(2)複数の団体がグループを構成して応募する場合(以下「グループ応募」という。)は、次の事項に留意してください。

- ①グループの中から、代表となる法人を定めてください。
- ②代表となる法人以外のものは、当該グループの構成員として扱います。
- ③単独で応募した団体がグループ応募の構成員となることは出来ません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることも出来ません。
- ④グループを構成する場合は、グループ内のすべての構成員が9.(1)に該当しないことが必要となります。

10. 申請書類

「1.施設の概要」に示した駐車場及び自転車駐車を一括管理とします。単体施設での申請は出来ません。

(1) 申請書類

- ①申請書(第1号様式)
- ②法人概要書(団体の事業方針・過去の実績等を記載してください)
- ③指定の期間内における各年度の事業計画書および収支予算書
- ④定款の写し及び登記事項証明書
- ⑤当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録
- ⑥事業計画に係る人員の配置
- ⑦グループ応募の場合、グループ内における各団体の役割・責任を明記した書

類を添付してください。また、各グループごとに上記の書類を添付してください。

(2) 提出部数 12部

正本1部、副本11部の合計12部を提出してください。なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本工業規格A4判とし、ファイル等に綴じて提出してください。

(3) 留意事項

- ①提出された書類に虚偽の記載または不正があった場合は失格とします。
- ②提出した申請書類の変更については、提出期限まで認めます。
- ③提出された書類は返却しません。
- ④提出された書類の著作権は、申請者の帰属となります。ただし、牛久市は指定管理者の決定について公表等の必要な場合は、書類の内容を無償で利用出来るものとします。
- ⑤応募に関する費用は、すべて応募者の負担となります。
- ⑥申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

11. 応募の手続きとスケジュール

(1) 募集要項、業務の内容及び実施基準の配付

- ①配付日 : 令和元年9月17日(火)～令和元年10月9日(水)
- ②配付場所 : 牛久市役所建設部都市計画課
【月曜日～金曜日(8:30～17:15)のみ】

(2) 説明会

- ①実施日時 : 令和元年9月25日(水) 午後1時～
- ②実施場所 : 牛久市役所分庁舎2階第2会議室
- ③内 容 : 施設概要の説明等
- ④そ の 他 : 応募者は必ず説明会に参加してください。参加人数は、1団体2名までとします。応募者は必ず事前に募集要項の「様式B指定管理者説明会参加申込書」に必要事項を記入し、牛久市役所建設部都市計画課緑化施設管理グループまで提出願います。

(3) 募集に関する質問

募集に関する質問は文書(任意様式)により行ってください。質問書の提出方法は、持参・郵送・Eメールとします。なお、電話・口頭による質問は受付いたしません。

質問の内容は質問者に文書にて回答します。また、提出期限までに提出されたすべて質問に対する回答は、10月9日(水)までにホームページ上で公開します。

①質問書の受付期間

令和元年9月30日（月）～ 令和元年10月3日（木）

②質問書の提出先

牛久市役所建設部都市計画課

(4) 申請書類の受付

①受付期間： 令和元年10月10日（木）～令和元年10月15日（火）

②受付窓口： 牛久市役所建設部都市計画課緑化施設管理グループ

③提出方法： 申請書類は持参とします。

④提出期限： 令和元年10月15日（火）午後5:15まで

※必ず提出日と時間を厳守してください。提出期限を過ぎたもの
に関しては、いかなる理由においても、応募の受付をいたしません。
なお、提出した申請書類の変更については、提出期限まで認めます。

(5) ヒアリング

応募者全員を対象としたヒアリングを実施します。駐車場及び自転車駐車場の
運営方針、事業の考え方などを口頭で発表して頂きます。必ず御出席ください。

①開催日時： 令和元年10月16日（水）

②開催場所： 牛久市役所本庁舎相談室

※開催時刻等の詳細は追って御連絡差し上げます。

(6) スケジュール

内 容	月 日
募集要項等配付	9月17日（火）～10月9日（水）
説明会	9月25日（水）
募集に関する質問書の受付	9月30日（月）～10月3日（木）
申請書類の受付	10月10日（木）～10月15日（火）
ヒアリング	10月16日（水）
指定管理者の候補者審査	11月 1日（金）
議会の議決	12月
指定の告示	12月
協定の締結	令和2年2月（予定）
指定管理業務の開始	令和2年4月1日

1 2. 指定管理者の選定

条例第3条の規定に基づき、下記の選定基準により申請者の中から指定管理者の
候補者を選定し、市議会の議決を経た上で候補者を指定管理者として市長が指定し
ます。

(1) 選定方法

提出書類に基づき申請資格を確認のうえ、選定委員会にて選定を行います。

(2) 審査基準等

ア 提案内容の妥当性

イ 自主事業に関する事業提案がなされているか

※評価項目及び配点は次のとおり

評価項目	配分点数
ア 提案内容の妥当性について	60
① 利用料の設定額についての考え方	10
② サービス向上・利用者増についての考え方	10
③ 維持管理業務・運営管理業務に対する考え方	5
④ 安全管理・リスク配分に対する考え方	5
⑤ 平等・公平な利用の確保についての考え方	5
⑥ 施設運営方針の妥当性（利用者の要望・苦情対応、個人情報保護等）	5
⑦ 収支計画の妥当性	5
⑧ 運営体制の妥当性	5
⑨ 申請者の経営状況、駐車場等の管理・運営実績	5
⑩ 現在勤務している職員の再雇用についての考え方	5
イ 自主事業に関する事業提案がなされているか	40
① 駐輪場・駐車場の自主事業に関する事業提案	10
② まちの賑わいづくりに資する事業提案	10
③ まちの利便性向上に資する事業提案	10
④ 賑わいづくりに資する事業等の実績	10
合計点数	100

(3) 選定審査・指定結果の通知

①指定管理者候補者の選定は書類及びヒアリングにより審査します。審査結果につきましては、申請者全員に郵送で通知します。

令和元年11月予定

②指定管理者候補者に選定された団体には、市議会による指定管理者の指定の議決後、その結果を郵送にて通知します。また指定管理者の指定は、告示するとともにホームページ等で広報します。

令和元年12月予定

1.3. 指定管理者の指定後の手続

指定管理者の指定後に、牛久市と指定管理者は、指定管理業務の詳細について協議を行い、指定管理期間における基本的事項を定めた基本協定並びに単年度の年度協定を締結します。基本協定の内容についても年度ごとに見直していきます。なお、協定書に定めのない事項が生じた場合、又はその内容に疑義が生じた場合はその都

度協議することとします。

協定書の主な内容

【基本協定書で定める内容】

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 行政処分等の権限を含む業務の範囲に関する事項
- (3) 事業報告書及び業務報告に関する事項
- (4) 牛久市が支払うべき管理費用に関する事項
- (5) 管理業務を行うに当って保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 情報公開に関する事項
- (7) 責任分担に関する事項
- (8) 施設・備品の扱いに関する事項
- (9) 管理業務が困難となった場合の措置及び指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- (10) 損害賠償に関する事項
- (11) 施設等の引継・管理業務の引継に関する事項
- (12) その他

【年度協定】

- (1) 管理業務の内容に関する事項
- (2) その他、必要な事項

1 4. 指定管理者の取消等の措置について

指定管理者による管理を継続、または開始することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定の取消し又は業務の一部若しくは全部の停止を命じる場合があります。

- (1) 指定管理者取消の理由
 - ① 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき
 - ② 指定管理者が遵守すべき法令等に違反したとき
 - ③ 計画書に沿った管理を怠り、管理運営上重大な支障が生じたとき
 - ④ 指定管理者が財務状況等の悪化により事業の履行が確実にないと認められるとき
 - ⑤ 社会的信用を著しく損なうなど指定管理者として相応しくないと認められたとき
 - ⑥ 計画書に沿った事業の実施を怠り、自主事業の成果が認められないとき
 - ⑦ その他指定管理者による管理の継続が困難であると認められるとき
- (2) 指定が取り消された場合の賠償
指定管理者の責めに帰すべき理由により指定管理者の指定が取消され、また

業務の一部若しくは全部が停止されたとき、牛久市が被った損害を指定管理者が補償することがあります。

(3) 不可抗力による場合

不可抗力その他指定管理者の責めに帰すことが出来ない理由により、指定管理者による指定管理業務の継続が困難となった場合には、牛久市と指定管理者とで協議を行い、指定管理者の取消または業務の一部もしくは全部の停止を命じることがあります。

15. 留意事項

- (1) 選定結果として、応募者名、審査結果の概要等を公開する場合があること、また提出された書類は情報公開の請求により開示することがありますので、あらかじめご了承の上応募ください。
- (2) 指定管理者への申請、指定後の準備行為等に係る費用は、すべて応募者の負担とします。

16. お問い合わせ先

牛久市役所建設部都市計画課緑化施設管理グループ（担当：淀川・山本）

〒300-1292 茨城県牛久市中央3丁目15番地1

TEL：029-873-2111 FAX：029-871-1956

E-mail：toshikeikaku@city.ushiku.ibaraki.jp

様式第1号（第4条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

牛久市長 殿

（申請者）

住所

法人等名

代表者名

電話番号



牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

添付書類

- (1) 法人概要書
- (2) 指定の期間内における各年度の収支予算書及び事業計画書
- (3) 定款の写し及び登記事項証明書
- (4) 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録
- (5) 事業計画に係る人員の配置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第1号（第3条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

牛久市長 殿

（申請者）

住所

法人等名

代表者名

電話番号



牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

添付書類

- (1) 法人概要書
- (2) 指定の期間内における各年度の収支予算書及び事業計画書
- (3) 定款の写し及び登記事項証明書
- (4) 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録
- (5) 事業計画に係る人員の配置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式A

指定管理者指定申請に係る質問書

牛久市建設部都市計画課

緑化施設管理グループ あて

年 月 日

団体の名称			
質問者	役職・氏名		所属
	連絡先	※電話、FAX、Eメールアドレス等を記載	
質問内容			

様式B

指定管理者説明会参加申込書

牛久市建設部都市計画課

緑化施設管理グループ あて

年 月 日

次のとおり、令和 年 月 日開催の説明会への参加を申し込みます。

団 体 の 名 称			
団 体 の 所 在 地			
参 加 者 (1団体2名以内)	役職・氏名		所 属
			電 話 番 号
	役職・氏名		所 属
			電 話 番 号
※グループ応募の場合	<input type="checkbox"/> 代表団体 <input type="checkbox"/> 構成団体		
	申請団体の名称		